

富谷市学校体育施設開放
新型コロナウイルス感染症
拡大防止対策ガイドライン

令和3年10月27日付改訂版

富谷市教育委員会生涯学習課

富谷市学校体育施設開放

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策ガイドライン

令和2年8月1日施行

令和2年8月31日一部改訂

令和3年6月10日一部改訂・6月14日施行

令和3年9月29日一部改訂・10月1日施行

令和3年10月27日一部改訂・11月1日施行

I ガイドラインの趣旨

市内小中学校においては、児童・生徒の健康と安全を最優先し、各校において作成した「新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」に基づき、換気や消毒等の感染症対策を徹底し、感染リスクを低減させるための細心の注意のもと学校運営を行っております。

『学校教育上支障のない範囲で、富谷市教育委員会の管理する学校の施設をスポーツ・レクリエーションその他の社会教育のために開放する』という学校開放事業の趣旨のもと、利用者の安全と共に、児童・生徒のための学校教育活動を守ることを目的に、本ガイドラインを設定いたしました。

学校開放利用団体におきましては、本ガイドラインに示す留意事項等の実施が難しいと判断した場合には、利用の自粛をお願いいたします。

また、富谷市教育委員会において、ガイドライン記載事項が順守されていないと判断した場合には、該当団体の利用を停止する場合があります。

II 令和3年11月1日からの基本的な考え方

宮城県における『リバウンド防止徹底期間』が終了することに伴い、令和3年10月27日開催の富谷市危機管理対策本部会議において、学校体育施設開放事業について、下記のとおり一部利用制限を解除することを決定いたしました。

- 対外試合等での利用を再開します。
 - 登録団体以外の団体を含めて施設を使用する際は、事前に「登録内容外使用申請書（様式4）」により生涯学習課を通して学校に申請し、許可を得てください。
 - 施設に入る全ての利用者の把握及び体調確認等について、登録団体の責任のもと、管理の徹底をお願いいたします。
 - 施設使用人数の制限は設けておりませんが、利用者間の密を回避し、適切な感染予防措置がとれる範囲内での利用をお願いいたします。
- なお、児童生徒等に陽性者が確認された場合や、宮城県内に緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の適用が発令された場合など、急遽利用を休止させていただく場合がありますことをご了承ください。

Ⅲ 利用に当たっての留意事項

実際に活動をする方だけでなく、指導者、見守りの保護者等、学校施設に入る方は全員、以下の留意事項の遵守をお願い致します。

1 利用前の体調確認

利用前は、利用者全員の体調確認を行い、ひとつでも当てはまる項目がある方は、利用することができません。

(1) 利用当日、平熱を超える発熱（おおむね37度5分以上）がある

(2) 利用2週間前から下記に該当する項目がある

体 調 確 認 項 目	平熱を超える発熱（おおむね37度5分以上）がある（あった）
	咳（せき）、のどの痛みなど、風邪の症状がある（あった）
	だるさ、息苦しさがある（あった）
	におい、味の感覚に異常がある（あった）
	体が重く感じる、疲れやすい等の症状がある（あった）
	新型コロナウイルス感染症陽性者の濃厚接触者である（あった）
	同居家族、身近な方に感染が疑われる方がいる（いた）
過去2週間以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航歴がある	

2 利用時の留意事項

(1) 基本的留意事項

- ・ マスクの持参・着用の徹底をお願いいたします。
※ 運動・スポーツを行っていない際は、常時着用にご協力願います。
- ・ 活動の前後など、石けんによるこまめな手洗いや、手指用消毒液による消毒をお願いいたします。

(2) 活動中の留意事項

- ・ 換気の良い状態での利用をお願いいたします。
※ 窓を開けた状態での利用、または1時間に1回（10分程度）の換気をお願いいたします。
- ・ 運動・スポーツをしていない間も含め、3密「密閉・密集・密接」を避け、利用者同士の十分な距離を保っていただくようお願いいたします。
- ・ 運動・スポーツ中の大きな声での指導、会話、応援等はお控えください。
- ・ タオルの共有、回し飲み等は行わないでください。

(3) 清掃・消毒に関する留意事項

- ・ 清掃、消毒に必要な用具は、各団体での用意をお願いします。
- ・ 使用後は、窓を開け換気の良い状態で清掃を行ってください。
- ・ 活動で使用した器具、清掃に使用した用具、ドア・取手等、利用者が手を触れた場所の消毒をお願いいたします。
 - ※ 体育館床面については、ワックス等の関係から通常清掃のみとします。
- ・ トイレ掃除について
 - ① 床は、掃き掃除の後に雑巾での水拭きをしてください。
 - ② 使用した手洗い場、個室、便座等は通常の清掃後、消毒をしてください。
 - ③ 水道蛇口、ドアノブ、取手等、手に触れやすい場所は特に注意して消毒を行ってください。
- ・ 同時刻に2団体で利用する場合は、分担・協力をして作業を行ってください。
- ・ 清掃・消毒は利用時間内に完了させ、退出時間が遅くなることのないようお願いいたします。

(4) 熱中症予防対策を考慮した留意事項

- ・ 人との十分な距離（少なくとも2m以上）が確保できる場合は、熱中症のリスクを考慮し、マスクを外しても構いません。
- ・ マスク着用の場合は、強い負荷の運動は避け、こまめな水分補給を行ってください。

3 消毒について

(1) 消毒液について

- ・ アルコール（エタノール）消毒液、または0.05%以上の次亜塩素酸ナトリウム液をご使用ください。
 - ※ 市販のものをそのまま使用するのではなく、希釈等により作成して使用する場合は、「厚生労働省及び経済産業省作成のリーフレット」を参考にしてください。

(2) 使用方法及び実施上の注意点

	アルコール(エタノール)消毒液	次亜塩素酸ナトリウム消毒液
使用方法	・ 消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭いた後、そのまま乾燥させる	・ 消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭いた後は、必ず清潔な布等で水拭きし、乾燥させる。 (材質によっては変色や腐食を起こす場合があるため)

実施上の 注意点	<ul style="list-style-type: none"> • 引火性があるので電気スイッチ等への噴霧は避ける 	<ul style="list-style-type: none"> • 色落ちしやすいもの、腐食の恐れのある金属は使用不可 • 噴霧は絶対に行わない
	<ul style="list-style-type: none"> • 換気を十分に行う • 手袋を使用する • 作業中に、目、鼻、口、傷口などを触らないようにする。 	

IV 感染者発生時の対応

- (1) 新型コロナウイルス感染者や濃厚接触者が確認された場合など、教育委員会、学校の判断により事業を中止する場合があります。
また、感染者の発生状況を踏まえた措置として、県内または市内の感染者発生状況等により、ガイドラインの見直し等を行う場合もございます。
- (2) 利用者の管理・把握をお願いします。
団体の代表者は、利用日ごとにその日の「参加者名簿及びチェックリスト」を作成し、利用者全員の連絡先を確実に把握してください。
作成した「参加者名簿及びチェックリスト」については、その都度の提出は求めませんが、感染者発生時など必要に応じて市教育委員会から提出をお願いする場合がありますので、代表者の方で1か月間の保管をお願いいたします。
- (3) 団体利用者から新型コロナウイルス感染者が発生した場合、または濃厚接触者と判断された場合は、生涯学習課への速やかな報告をお願いいたします。
- (4) 感染等の報告を受けた際は、団体の代表者あてに連絡をいたします。
健康観察をお願いするなど、保健所からの指示や教育委員会の決定事項について、利用者全員への連絡体制を事前に確認しておいてください。
- (5) その他
- 学校開放事業について、生涯学習課は学校との連携をはかり、必要な支援を行っていきます。
 - 施設の利用、活動にあたり下記ガイドラインもご覧いただき、参考にしてください。
 - ① 利用される各学校で作成した新型コロナウイルス関連ガイドライン
 - ② スポーツ庁「社会体育施設の再開に向けた感染予防ガイドライン」
 - ③ 各競技において、中央競技団体が作成する競技別ガイドライン

学校体育施設開放利用者名簿

この名簿は、新型コロナウイルス感染が発生した場合の調査資料となるものですので、指導者、見守りの保護者等を含む学校施設に入る方全員の情報をご記入ください。
なお、名簿にご記名いただいた方は、学校開放ガイドラインによる体調確認項目に当てはまらないものと判断させていただきます。

利用日 令和 年 月 日 ()

団体名

利
用
学
校

富 谷 ・ 富ヶ丘
東向陽台 ・ あけの平
日吉台 ・ 成田東
成 田 ・ 明石台 小学校
富 谷 ・ 成 田 中学校

No.	利用者氏名	No.	利用者氏名
1		16	
2		17	
3		18	
4		19	
5		20	
6		21	
7		22	
8		23	
9		24	
10		25	
11		26	
12		27	
13		28	
14		29	
15		30	

※記載した名簿は、各団体で1か月保管してください。

感染症の発生が確認された場合等には、代表者の方に連絡をいたします。
代表者は、利用者の連絡先等の把握をお願いいたします。

学校体育施設開放 感染症防止対策チェックリスト

≪活動開始前に利用者全員でご確認ください。≫

感染症対策項目		チェック
1	消毒液、および清掃・消毒用具の準備があります	
2	平熱を超える発熱（おおむね37度5分以上）はありません	
3	利用2週間前から、下記体調確認項目に該当する利用者はいません	
	体調確認項目	
	平熱を超える発熱（おおむね37度5分以上）がある（あった）	
	咳（せき）、のどの痛みなど、風邪の症状がある（あった）	
	だるさ、息苦しさがある（あった）	
	におい、味の感覚に異常がある（あった）	
	体が重く感じる、疲れやすい等の症状がある（あった）	
	新型コロナウイルス感染症陽性者の濃厚接触者である（あった）	
同居家族、身近な方に感染が疑われる方がいる（いた）		
過去2週間以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航歴がある		
4	運動時以外は、マスクを着用しています（※）	
5	活動開始前・終了後は、手洗いまたは手指の消毒を行います	
6	換気の良い状態で活動をします（窓を開けた状態での利用、または1時間に1回（10分程度）の換気を行います）	
7	利用者、指導者、見守りの保護者等、利用者同士の十分な距離を保って活動します（「密閉・密集・密接」を避けるよう心がけます）	
8	運動・スポーツ中の大きな声での指導、会話、応援等は控えます	
9	タオルの共有、回し飲み等を行いません	
10	「学校体育施設開放利用者名簿」を記入します	

※ 人との十分な距離（少なくとも2m以上）が確保できる場合は、熱中症のリスクを考慮し、マスクを外しても構いません。

※ マスク着用の場合は、強い負荷の運動は避け、こまめな水分補給を行ってください。

≪清掃・消毒後にご確認ください。≫

確認箇所	清掃・消毒を行った箇所に○をつけてください
1 体育館施設内	1 玄関等ドア、取手 2 照明スイッチ 3 運動用具等共有物 4 その他利用者が手を触れた場所
2 トイレ・手洗い	1 床掃き・拭き掃除 2 水道蛇口、洗面台 3 ドア、取手、水洗バー 4 個室、便器